

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株)かみもり設計・(株)具志堅建築設計事務所・(有)カイ設備 設計共同体
 (1) 代表構成員 株式会社かみもり設計 浦添市宮城6-6-9
 76000151 代表者 比嘉 豊
 (建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント)
 (2) 構成員 株式会社具志堅建築設計事務所 那覇市楚辺2-31-9
 76000181 代表者 城間 俊
 (建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント)
 (3) 構成員 有限会社カイ設備 浦添市屋富祖1-6-2
 76000335 代表者 宮良 洋三
 (建築関係建設コンサルタント)
- 2 指名停止期間
 令和5年5月2日 ～ 令和5年7月1日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
 (株)かみもり設計・(株)具志堅建築設計事務所・(有)カイ設備設計共同体は、施設建築課発注の「県営松川団地建替工事(第1・2期)実施設計業務」において、履行期間内に業務を完了することができず、86日間の遅延が生じた。
 このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。
- 5 指名停止措置理由
 本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内